

令和 8 年度 熱中症予防管理者労働衛生教育のご案内

令和 7 年 6 月に労働安全衛生規則が改正され、対象事業場には熱中症対策が義務付けられます。厚生労働省の通達において高温多湿作業場所などの管理者に対する教育を行うことが必要になりました。

関係事業場は、熱中症予防対策の適切な推進のため体制づくりと職員への周知、管理者への教育の実施が求められます。

この機会に事業場のライン管理者、職長等「熱中症予防管理者として選任される者」に講習を受講していただきますようご案内申し上げます。

記

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
開催日	4 月 15 日 (水)	5 月 13 日 (水)	6 月 10 日 (水)	7 月 6 日 (月)	8 月 6 日 (木)

1. 時 間 12:50～17:00 (受付は 12:30 から)
2. 場 所 神戸西労働基準協会研修室
(神戸市兵庫区水木通 7・1・18 メラード大開北館 2 階)
3. 教育内容と教育時間 (時間割は講師の都合等により変更があります。)

教 育 内 容	時 間 割	時 間
教育内容説明等	12:50～13:00	
① 熱中症の症状	13:00～13:30	30 分
② 熱中症の予防方法	13:30～16:10	150 分
③ 緊急時の救急処置、熱中症の事例	16:20～16:50	30 分
修了証交付	16:50～17:00	



4. 受講対象者 対象職場の作業員、管理者の方 (予定の方)
5. 定 員 60 名
6. 受 講 料 1 名につき (会員) 7,040 円、テキスト 1,760 円 (消費税込) 計 8,800 円
(非会員) 9,240 円、テキスト 1,760 円 (消費税込) 計 11,000 円
7. 持 参 品 筆記用具、印鑑 (修了証受取時)
9. その他
 - (1) 受講当日の遅刻又は早退は無効とします。(時間厳守)
 - (2) 会場には駐車場がないため公共交通機関でお越し下さい。
 - (3) 本講習のお問い合わせは、神戸西労働基準協会 (電話 078-577-5639) までお願いします。